

岬町婚活支援事業補助金交付要綱

制定：令和3年4月9日

(趣旨)

第1条 この要綱は、少子化の要因のひとつである未婚化・晩婚化に対する取組みとして、結婚を望む独身男女の出会いの機会を提供する事業に対し、予算の範囲内において婚活支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することとし、その交付に関しては岬町補助金等交付規則（平成5年岬町規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができるもの（以下「補助対象者」という。）は、結婚のための活動を支援及び推進する団体とする。ただし、宗教活動、政治活動若しくは選挙活動を目的とする団体又は公益を害するおそれのある団体は、補助金の交付の対象としない。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、結婚を希望する独身の男女を対象に実施する男女の出会いの場を創出する事業又は結婚へのきっかけづくりを支援する事業（以下「婚活支援事業」という。）であって、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 岬町内に居住し、又は勤務する者が参加する事業
- (2) 20歳以上の独身の男女を対象として実施する事業
- (3) 参加者総数が概ね10人以上で、男女が同数であることを目標とする事業
- (4) 参加者を公募する事業
- (5) 公序良俗に反し、又は社会通念上適当でないと認められる内容を含まない事業
- (6) 営利を目的とせず、特定の商品の販売若しくは販売のあっせん又は事業以外の業務への勧誘等、事業の趣旨を逸脱する活動を行わない事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としないものとする。

- (1) 宗教活動、政治活動又は選挙活動を目的とする事業
- (2) 他の制度による補助金等の交付を受ける事業
- (3) 特定の構成員のための福利厚生が目的と認められる事業
- (4) 第7条の規定による交付決定を受けた日において当該事業が完了している事業
- (5) 令和4年3月31日までに完了しない事業
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員若しくは岬町暴力団等の排除に関する条例（平成24年岬町条例第18号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる事業
- (7) その他町長が補助金を支出することにつき、不相当と認められる事業

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費とする。ただし、次に掲げる経費については、町長が特に必要であると認めたものを除き、補助対象経費から除外するものとする。

- (1) 補助対象者（補助対象者の構成員を含む。以下この条において同じ。）の人件費や謝礼
- (2) 視察費、宿泊費、参加者及び補助対象者の交通費
- (3) 備品の購入に係る経費
- (4) 領収書等、支出を確認する証拠書類が提出できない経費
- (5) その他町長が社会通念上適切でないとして認めた経費

2 前項に規定する経費は、参加費その他の収入額の総額を全体事業費から控除した後の額とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる額とし、1件当たりの補助金は15万円を限度とする。

この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

- (1) 町内の施設で開催する事業 補助対象経費の10分の10
- (2) 町外の施設で開催する事業 補助対象経費の2分の1

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、岬町婚活支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して、補助対象事業に着手する日の20日前までに町長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の概要説明書（様式第2号）
- (2) 事業計画書（様式第3号）
- (3) 収支予算書（様式第4号）
- (4) 誓約書（様式第5号）
- (5) その他町長が必要と認める書類

（交付の決定及び通知）

第7条 町長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、岬町婚活支援事業補助金交付決定通知書（様式第6号）により、適当でないとして認めるときは、岬町婚活支援事業補助金不交付決定通知書（様式第7号）により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、補助金の交付に関し必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（補助対象事業の変更）

第8条 補助金の交付決定を受けた補助対象事業の内容等について、変更し、又は中止し、若しくは廃止する場合は、岬町婚活支援事業補助金（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第8号）を町長に提出し、その承認を得なければならない。

（変更等の承認）

第9条 町長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは岬町婚活支援事業補助金（変更・中止・廃止）承認通知書（様式第9号）により通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過した日又は令和4年3月31日のいずれか早い日までに、岬町婚活支援事業補助金実績報告書（様式第10号）に、次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式第11号）
- (2) 収支報告書（様式第12号）
- (3) 事業に係る経費の支払いを証明する書類（領収書、通帳及び振込依頼書）の写し
- (4) 事業実施時の写真
- (5) その他町長が必要と認める書類

（補助金の確定及び通知）

第11条 町長は、前条の規定により実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適正であると認めたときは補助金の額を確定し、岬町婚活支援事業補助金交付確定通知書（様式第13号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 前条の規定により確定通知を受けた補助事業者は、速やかに岬町婚活支援事業補助金交付請求書（様式第14号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第13条 町長は、前条の規定により補助金の交付の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の交付方法）

第14条 補助金は、精算払の方法により交付する。ただし、町長が必要と認める場合は、概算払の方法により交付することができる。

（補助金の停止又は返還）

第15条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を停止し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 法令又はこの要綱に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金を受けたとき。
- (3) 補助金の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、町長が不相当と認めるとき。

（補則）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、公布の日から施行する。

（要綱の失効）

2 この要綱は、令和4年3月31日をもって廃止する。

様式第1号（第6条関係）

岬町婚活支援事業補助金交付申請書

年 月 日

岬町長 様

申請者 住所  
団体名  
代表者氏名  
生年月日  
電話番号

婚活支援事業を実施したいので、岬町婚活支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 婚活支援事業の名称
- 2 婚活支援事業の概要
- 3 婚活支援事業の実施予定時期 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 婚活支援事業に要する経費 金 円
- 5 婚活支援事業の補助金申請額 金 円

添付書類

- (1) 申請者の概要説明書（様式第2号）
- (2) 事業計画書（様式第3号）
- (3) 収支予算書（様式第4号）
- (4) 誓約書（様式第5号）
- (5) その他町長が必要と認める書類

様式第2号（第6条関係）

申請者の概要説明書

|                 |               |                     |
|-----------------|---------------|---------------------|
| 団 体 名           |               |                     |
| 代 表 者 名         |               |                     |
| 団 体 住 所         |               |                     |
| T E L / F A X   |               | TEL FAX             |
| 連 絡 先           | 氏 名           |                     |
|                 | 住 所           |                     |
|                 | T E L / F A X | TEL FAX             |
|                 | E - m a i l   |                     |
| 団 体 の 活 動 内 容   |               |                     |
| 構 成 員 （ 団 体 ） 数 |               | 町内在住・在勤者 人<br>その他 人 |
| 備 考             |               |                     |

事業計画書

|               |                 |
|---------------|-----------------|
| 団 体 名         |                 |
| 婚 活 支 援 事 業 名 |                 |
| 実 施 予 定 期 間   | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 事業に要する経費      | 円               |
| 事 業 内 容       |                 |
| 事 業 効 果       |                 |

収支予算書

1 収入の部

単位：円

| 費 目   | 予 算 額 | 積 算 内 訳 |
|-------|-------|---------|
| 岬町補助金 |       |         |
|       |       |         |
|       |       |         |
|       |       |         |
| 合 計   |       |         |

2 支出の部

単位：円

| 区 分     | 予 算 額  | 積 算 内 訳 |  |
|---------|--------|---------|--|
| 補助対象経費  |        |         |  |
|         |        |         |  |
|         |        |         |  |
|         |        |         |  |
|         | 小計 ①   |         |  |
|         |        |         |  |
| 補助対象外経費 |        |         |  |
|         |        |         |  |
|         |        |         |  |
|         |        |         |  |
|         | 小計 ②   |         |  |
|         | 合計 ①+② |         |  |

誓 約 書

年 月 日

岬町長 様

申請者 住所  
団体名  
代表者氏名  
電話番号

岬町婚活支援事業補助金の申請にあたり、以下のことを誓約します。

1. 宗教活動や政治活動を行うことを目的とした団体でないこと。
2. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員若しくは岬町暴力団等の排除に関する条例（平成24年岬町条例第18号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる事業でないこと。
3. 法令違反をしていないこと。
4. トラブルを防止するため、適正な方法により参加者が要件に合致する者であることを確認すること。
5. 参加者間の個人情報の交換については、個人間の責任において行わせることとし、イベント参加者間のトラブルについては、当事者間での解決を原則とする旨をイベント参加者に説明し、自己責任において対応することを条件に付すこと。
6. 参加者に注意を促してもトラブルが発生し、主催者に相談があった場合には、専門機関への相談を促すなど誠意ある対応を行うこと。
7. 参加者等の個人情報は、当該事業実施に必要となる情報のみを本人の承諾を得て収集することとし、本人の承諾を得ずに他の目的に使用しないこと。



岬町婚活支援事業補助金交付決定通知書

第 年 月 日 号

様

岬町長

印

年 月 日付けで交付申請のありました岬町婚活支援事業補助金については、下記のとおり交付することを決定したので、岬町婚活支援事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により通知します。

記

- 1 婚活支援事業の名称
- 2 婚活支援事業の補助金交付決定額
- 3 交付条件
  - (1) この補助金は、岬町婚活支援事業補助金交付要綱に基づく目的以外に使用してはならない。
  - (2) 次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに町長の承認又は指示を受けなければならない。
    - ① 補助対象事業の内容を変更するとき（町長が認める軽微な変更の場合を除く。）
    - ② 補助対象事業を中止し、又は廃止するとき
    - ③ 補助対象事業が予定期間内に完了しないとき、又はその遂行が困難となったとき
  - (3) 補助対象事業が完了したときは、速やかに実績報告書、収支決算書等を提出しなければならない。
  - (4) 町長が必要であると認めるときは、補助対象事業の執行状況について、当該職員による書類等の検査又は実地検査を受けなければならない。
  - (5) 岬町婚活支援事業補助金交付要綱の規定に違反した場合は交付の決定を取消し、補助金の返還を求める。

様式第7号（第7条関係）

岬町婚活支援事業補助金不交付決定通知書

第 年 月 日  
年 月 日

様

岬町長

印

年 月 日付けで交付申請のありました岬町婚活支援事業補助金については、下記の理由により不交付とすることを決定したので、岬町婚活支援事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により通知します。

記

不交付の理由

様式第8号（第8条関係）

岬町婚活支援事業補助金（変更・中止・廃止）承認申請書

年 月 日

岬町長 様

申請者 住所  
団体名  
代表者氏名  
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のありました婚活支援事業を下記のとおり（変更・中止・廃止）したいので、岬町婚活支援事業補助金交付要綱第8条の規定により申請します。

記

- 1 （変更・中止・廃止）の内容
  
- 2 （変更・中止・廃止）の理由
  
- 3 添付資料
  - (1) 変更後の事業計画書（様式第2号）
  - (2) 変更後の収支予算書（様式第3号）
  - (3) その他町長が必要と認める書類

様式第9号（第9条関係）

岬町婚活支援事業補助金（変更・中止・廃止）承認通知書

年 月 日

岬町長 様

申請者 住所  
団体名  
代表者氏名  
電話番号

年 月 日付け 第 号で申請のありました岬町婚活支援事業（変更・中止・廃止）承認申請について、下記のとおり決定したので、岬町婚活支援事業補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

1 （変更・中止・廃止）の内容

2 （変更・中止・廃止）後の補助金の額

|     |   |
|-----|---|
| 変更前 | 円 |
| 変更後 | 円 |

様式第10号（第10条関係）

岬町婚活支援事業補助金実績報告書

年 月 日

岬町長 様

申請者 住所  
団体名  
代表者氏名  
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった婚活支援事業を完了しましたので、岬町婚活支援事業補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 婚活支援事業の名称

2 婚活支援事業の完了年月日 年 月 日

3 添付資料

- (1) 事業報告書（様式第11号）
- (2) 収支報告書（様式第12号）
- (3) 事業に係る経費の支払いを証明する書類（領収書、通帳及び振込依頼書）の写し
- (4) 事業実施時の写真
- (5) その他町長が必要と認める書類

様式第11号（第10条関係）

事業報告書

|               |                 |
|---------------|-----------------|
| 団 体 名         |                 |
| 婚 活 支 援 事 業 名 |                 |
| 実 施 期 間       | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 事 業 費         | 円               |
| 事 業 内 容       |                 |
| 事 業 効 果       |                 |

※参加者名簿を添付すること。

収支報告書

1 収入の部

単位：円

| 費 目   | 決 算 額 | 説 明 |
|-------|-------|-----|
| 岬町補助金 |       |     |
|       |       |     |
|       |       |     |
|       |       |     |
| 合 計   |       |     |

2 支出の部

単位：円

| 区 分     | 決 算 額 | 説 明 |
|---------|-------|-----|
| 補助対象経費  |       |     |
|         |       |     |
|         |       |     |
|         |       |     |
|         |       |     |
|         | 小計 ①  |     |
| 補助対象外経費 |       |     |
|         |       |     |
|         |       |     |
|         |       |     |
|         |       |     |
|         | 小計 ②  |     |
| 合計 ①+②  |       |     |

注 領収書等で金額、時期、内容等が確認できる書類の写しを添付すること。

様式第13号（第11条関係）

岬町婚活支援事業補助金交付確定通知書

第 年 月 日  
号

様

岬町長

印

年 月 日付け 第 号で交付決定した岬町婚活支援事業補助金については、下記のとおり交付することに確定しましたので、岬町婚活支援事業補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

1 婚活支援事業の名称

2 婚活支援事業の補助金交付決定額

円



様式第14号（第12条関係）

岬町婚活支援事業補助金交付請求書

年 月 日

岬町長 様

申請者 住所  
団体名  
代表者氏名  
電話番号

年 月 日付け 第 号により交付確定通知のありました岬町婚活支援事業補助金について、岬町婚活支援事業補助金交付要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

請求額 円

なお、上記については下記口座に振り込んでください。

|       |  |      |       |
|-------|--|------|-------|
| 金融機関名 |  | 支店名  |       |
| 口座番号  |  | 口座種別 | 普通・当座 |
| フリガナ  |  |      |       |
| 口座名義人 |  |      |       |

※口座名義人は申請者と同一名義であること。